

第4章

施策の推進

基本目標

1

子どもの権利を守る



(1) 子どもの権利の保障

瀬戸市子どもの権利条例で位置づけられている「安全に安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「主体的に参加する権利」「のびのびと豊かに育つ権利」の4つの子どもの権利について、子ども自身が理解を深めるための情報提供や意識啓発を行います。

子どもの権利が適切に保障され、権利が侵害された場合は速やかに救済されるように、専門機関と連携しながら取り組んでいきます。

また、子ども・若者が自らのことについて、意見を形成し、意見表明をする場を設けます。大人はこれらの意見を聴き、尊重、対話しながら共に進めていきます。

子どもの権利の保障			
1-1-1	子どもの権利条例の推進	子どもの権利が保障され、「子どもにやさしいまちづくり(※)」を実現するため、令和4年10月に瀬戸市子どもの権利条例を制定しました。子どもの権利及び瀬戸市子どもの権利条例の周知を推進します。 ※子どもの権利を満たすために積極的に取り組むまちのこと	こども未来課
1-1-2	子どもの権利擁護委員の設置	瀬戸市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利擁護委員を設置し、相談支援等により、子どもを権利侵害の状態から救済し、子どもの最善の利益の実現を図ります。	こども未来課
1-1-3	スクールロイヤーの配置	学校における解決が困難な児童生徒の人権にかかわる問題について、弁護士が相談を受け、子どもの最善の利益を念頭に置き、教育及び福祉の視点を取り入れた法的指導助言を行い、学校運営の安定等を通じて、子どもの人権を保障します。	学校教育課

子どもの権利に関する学習機会の提供			
1-1-4 4-2-2 (再掲)	子どもに対する取組	幼児期の「命の学習」や小・中学校での性教育などを通じ、自己肯定感を育み、子ども自身が自らを守る力を育てます。	せとっ子ファミリー交流館 保育課 学校教育課
1-1-5	子どもの違いを認め合う教育	学校では、自己肯定感を高められる子どもを育てるため、一人一人の違いを認め合う教育を推進します。さらに、様々な価値観を大切にできるよう、自分とは違う考えを受け入れ、子どもが互いを尊重しあう教育を推進します。	学校教育課
1-1-6	人権教室の開催	小・中学生を対象とした人権教室や講話を実施します。	社会福祉課

子どもの権利が侵害された場合の取組			
1-1-7	子どもの人権 SOS ミニレターの配布	学校を通じて児童生徒に「SOS ミニレター」を配布し、子どもの人権侵害に関する問題の把握と解決への支援につなげます。	社会福祉課

子どもの意見表明の場の確保			
1-1-8	子ども・若者会議の開催	子ども・若者が、自ら会議やイベントなどを企画、検討し、自分の意見を表明でき、他者の考えを認め、合意形成を図ることや市政に意見を述べる機会を提供します。	こども未来課
1-1-9	議会体験の実施	学校が校外学習として議会見学を行う機会等を活かし、子どもが市政へ関心を持ち、参加する機会、意見を表明することができる機会を提供します。	議事課

（２）子どもの権利に関する啓発

いじめや体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという考えを社会全体で共有するため、また、困難を抱えながらも SOS を発信できない子どもや若者に支援の手を差し伸べるために、子どもや若者にかかわりうるすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める活動を進めます。

子どもの権利に関する社会全体の意識醸成

1-2-1	人権週間の周知	「人権擁護委員の日」や「人権週間」などの各種イベントに合わせ、広報への掲載等により啓発活動を行い、人権を守る意識を高めます。	社会福祉課
-------	---------	--	-------



(1) 子どもの健康の支援

生涯にわたって心身共に健やかな状態で過ごすためには、子どものころからの取組が必要です。子どもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識と責任を持ち、健康診査の受診や予防接種を着実に実施できるよう支援します。

また、将来の妊娠に向けて若者が自らの生活や健康に向き合うプレコンセプションケア(Preconception care)、性や妊娠に関する正しい知識、妊娠や出産に関する女性特有の健康課題等について理解を深められるよう啓発を推進します。

母子保健の推進

2-1-1 3-1-8 (再掲)	乳幼児健康相談の実施	毎月1回、乳幼児とその保護者に対し、身体計測・育児相談等の機会を提供します。	こども若者家庭センター
2-1-2	子どもの健康診査・健康相談の実施	3か月児、6か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査・健康相談を実施し、発育・発達の状況、病気の有無の確認と育児相談を行います。	こども若者家庭センター
2-1-3	子どもの歯科健康診査の実施	1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に、歯科診察、フッ素塗布を実施します。	こども若者家庭センター
2-1-4	健診未受診児の受診勧奨	各健診の未受診児に対し、電話や手紙、家庭訪問等により、受診勧奨を実施し、状況把握を行います。	こども若者家庭センター
2-1-5	予防接種の実施	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防を図るとともに、予防接種を受けた本人が病気にかからないように、あるいは、かかっても重くならないようにする役割や、免疫疾患等で予防接種を受けられない他者を間接的に感染から守る役割も持っています。適切に予防接種ができるよう、予診票の発行や接種スケジュールの相談などを行います。	健康課

（２）乳幼児期の子どもの育ちの支援

本市には、公立保育園が 10 園、公設民営保育園が 2 園、民間保育園が 14 園、小規模保育施設が 2 施設、事業所内保育施設が 1 施設、病児保育施設が 1 施設あります。

一人一人の子どもに寄り添い、多様な保育を提供し、子どもの健やかな成長を支援しています。

また、子どものアレルギーや睡眠時の対応、保育士の研修の充実等、保育士の資質の向上にも継続的に取り組み、質の高い保育の提供に努めています。

子どもの心身の状況や保護者の就労状況等、子どもの置かれた環境に十分に配慮しつつ、子どもの育ちを等しく、切れ目なく保障します。

保育内容の充実

2-2-1 3-2-10 (再掲)	「生命の保持及び情緒の安定」及び「養護と教育の一体性」の実践	保育士が養護的な働きかけや環境を作ることにより、園児の「生命の保持及び情緒の安定」を図ります。また、養護と教育の一体性を強く意識したうえで実践を行います。	保育課
2-2-2 3-2-11 (再掲)	幼児教育及び保育と小学校との連携	幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、切れ目のない支援をします。	保育課 児童発達支援センター発達支援室 学校教育課

保育士の資質の向上

2-2-3 3-2-12 (再掲)	保育士研修の推進	職務経験別研修や専門研修を通じてより専門性を高めるとともに資質向上につなげます。また、「共育（ともぞだ）て」の重要性について共有を図り、実践につなげます。	保育課
2-2-4 3-2-13 (再掲)	公立保育園の公開保育	保育士を対象に保育を公開し、専門性を高めるとともに保育士が互いの資質向上につなげる機会にします。	保育課
2-2-5 3-2-14 (再掲)	保育士・幼稚園教諭等の合同研修	幅広い分野での経験や知識の交換や研修を通じて交流を深め、より専門性を高めるとともに資質向上につなげます。	保育課 児童発達支援センター発達支援室
2-2-6 3-2-15 (再掲)	エピペン研修会	毎年、医師を講師とし、研修会を実施します。ロールプレイングで実際にエピペントレーナーを使用し、緊急時のシミュレーションを行います。	保育課

保育施設の整備			
2-2-7 3-2-16 (再掲)	保育施設の整備 ※「公共施設等総合管理計画」の「個別施設計画」に基づくもの	保育環境を整えるため、エアコンや非常通報装置などの設備の更新、衛生面を考慮した給食室の改修やトイレ環境の整備、大規模改修工事等を行います。	保育課

きめ細かな対応の充実			
2-2-8 3-2-17 (再掲)	午睡時の健康チェック	睡眠時マニュアルを整備します。0歳児5分ごと、1歳児10分ごと、2歳児10分ごとに午睡時健康チェック表を用いて管理します。0歳児に午睡センサーを導入し、チェックを実施します。	保育課
2-2-9 3-2-18 (再掲)	アレルギー懇談会の開催	食物アレルギー児の保護者、園長、保育士、調理員等で毎月懇談会を実施します。献立表を基に、除去対応が必要な食品を確認します。	保育課
2-2-10 3-2-19 (再掲)	アレルギーに対応した給食の提供	医師による食物アレルギーの診断、除去の指示がある食品について、可能な範囲で除去食等の対応をします。	保育課
2-2-11 3-2-20 (再掲)	事故検証委員会の開催	第三者委員（医師、弁護士、学識経験者等）と保育所安全検討会委員が参加し、年2回定時開催します。	保育課

保育人材の確保			
2-2-12 3-2-21 (再掲)	保育士確保のための取組	保育士を確保するため、大学等の就職説明会への出展、インターンシップや保育実習による職場体験、民間保育園就職フェアの開催等を行います。	保育課
2-2-13 3-2-22 (再掲)	就労継続支援のための補助制度	就労継続支援として宿舍借り上げ支援事業を行います。	保育課

（３）豊かな学びの支援

本市では、「第２次瀬戸市教育アクションプラン」において「自ら考え、学び、生き抜く力」の育成を実現するため、「自立」、「協働」、「創造」、「共生」、「挑戦」の５つの基本的方向性を掲げています。

義務教育９年間を見通した小中一貫教育を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図りながら、児童生徒の「協働型課題解決能力の育成」と「郷土愛の醸成」に力を入れています。

また、子どもたちが安全・安心に学校で学ぶことができるよう、学校施設の長寿命化を含めた計画的保全や、多様な個性やニーズに応じた教育を推進するため、支援を必要とする子どものための環境整備を行います。

さらに、地域と学校が、学校教育目標を共有し、連携・協働をすることで、教育目標達成を目指す、「地域とともにある学校づくり」に取り組みます。

学校教育の充実			
2-3-1	学校教育の充実	「自ら考え、学び、生き抜く力」を育成するため、教育アクションプランに基づき、学校教育の充実を図ります。	教育政策課 学校教育課
2-3-2	小中一貫教育の推進	義務教育９年間を見通したより良い教育環境を整備し、「協働型課題解決能力の育成」、「郷土愛の醸成」に取り組みます。	教育政策課 学校教育課
2-3-3	多様な個性やニーズに応じた教育の推進	子どもの特性に合わせた合理的配慮や日本語指導を必要とする子どもたちへの支援を行います。	教育政策課 学校教育課 社会福祉課 児童発達支援センター発達支援室

地域と連携した学校運営の推進			
2-3-4	コミュニティ・スクールの推進	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度と地域学校協働本部）とすることで、義務教育の９年間を通じた学校が学校教育目標を共有し、連携協働することで地域・社会全体で子どもを育てる意識を高めます。	学校教育課

子どもの悩みや不安に寄り添う相談支援の実施			
2-3-5	各種相談（サンテレフォン、せと“ここ”ほっとルーム、オアシス 21）支援の実施	学習や進学、不登校、友人関係等、学校生活にかかわる相談、子どもや家庭の困難への対応、予防、早期発見に努めます。	学校教育課
2-3-6	スクールカウンセラーによる支援	児童生徒が悩みや不安について相談することができ、悩みなどが軽減解消に向かうようにスクールカウンセラーを配置し、相談しやすい環境を整備します。	学校教育課
2-3-7	スクールソーシャルワーカーによる支援	児童生徒、保護者及び関係機関とのネットワーク構築、子どもや家庭が抱える生活課題を解決・改善するため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
2-3-8	さくらんぼ相談	児童生徒の発達に応じた生活や学習支援、就学支援を行います。	学校教育課

インターネット普及への対応			
2-3-9 3-1-15 (再掲)	ネットリテラシー等講座の実施	子ども・若者がネット上の情報を鵜呑みにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、適切に情報を発信できる能力を身に付けることを目的として、児童の学習、教職員の研修、保護者への情報モラルに関する啓発を進めます。	学校教育課

(4) 放課後対策

放課後において、小学生が安全・安心に過ごすことができる適切な遊びと生活の場として、放課後児童クラブを実施し、利用人数に応じた施設、設備を整備します。また、スタッフの資質の向上に向けて研修を実施する等、質の確保を図ります。

さらに、地域の協力を得ながら、放課後における子どもの多様な体験の場として、放課後学級の実施も推進します。

放課後児童クラブの推進			
2-4-1	放課後児童クラブ	待機児童が発生しないように、新設・施設の整備により定員の拡充等を進めます。 また、設備及び運営に関する基準が遵守されていることを監督し、事業の適正な水準の維持かつ事業者の意識向上につなげます。児童が心身共に健やかに育成されるよう、質の向上についての監査も行います。	こども未来課
2-4-2	放課後児童クラブの祝日の開設	祝日の利用ニーズに合わせて、放課後児童クラブを祝日にも開所します。	こども未来課
2-4-3	放課後児童クラブと放課後学級との校内交流型又は連携型による実施	小学校内における放課後児童クラブと放課後学級との校内交流型又は連携型による実施を推進します。	こども未来課 教育政策課
2-4-4	放課後児童クラブ支援員の処遇改善	処遇改善を行う事業者に対し補助を行い、支援員の確保・定着を図ります。	こども未来課
2-4-5	キャリアアップ研修の推進	放課後児童クラブで子どもにかかわる人材の資質向上のため、キャリアアップ研修の周知徹底を図るとともに、積極的に受講を促します。	こども未来課

地域との協働による放課後学級の運営			
2-4-6	放課後学級の運営	市内全小学校で利用可能となったため、今後も運営を継続するとともに、利用者が多い学校について受入人数の増加策を検討します。	こども未来課
2-4-7	地域住民等の参画による体験プログラムの充実	地域住民等の協力を得て、子どもに様々な体験プログラムやスポーツ体験などが提供できるよう地域と事業者をつなぎます。	こども未来課
2-4-8	移動児童館とのコラボレーション	児童館が各小学校を回り開催する「移動児童館」と放課後学級との協力を進め、児童館が行う遊びのプログラムの習得などを目的とします。	こども未来課

(5) 子どもの居場所の確保

小学生だけでなく、中学生、高校生世代を含め、子どもが、安心して過ごすことができ、エンパワーされるとともに、その成長段階に応じて、様々なことにチャレンジすることができる居場所を提供します。

児童館事業の推進

2-5-1 2-6-1 (再掲)	児童館事業の推進	卓球あそび、工作、木工、料理、科学、俳句、折り紙、編み物教室など、小・中学生対象の講座を開催し、子どもの成長段階に応じて、チャレンジできるような学びや体験の機会を提供します。 また、困難を有する子ども・若者やその家庭への支援を行うとともに、自習室設置、学習支援など中学生・高校生世代の居場所としての役割を強化します。高校生を講師に迎え、様々な学びの機会を提供します。高校生・大学生が主体となって考えた企画をサポートします。高校生・大学生がボランティアとしてイベントに参加し、乳幼児や小学生とふれあい、かかわり方を学ぶ機会を提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム
2-5-2 2-6-2 (再掲)	移動児童館の実施	小学校の体育館を利用して、年齢の異なる子どもたちが遊びで交流できる機会を提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館

様々な子どもの居場所

2-5-3	地域における子どもの居場所づくり支援	地域交流センターや公民館等を活用した子ども向けの講座の開催や、フリースペースを利用した居場所づくりを支援します。	コミュニティ推進課
2-5-4	子どもの居場所としての図書館	本や雑誌の閲覧、グループで勉強するだけでなく、何も用事がなくても立ち寄れるサードプレイスとして、子どもに居場所を提供します。	図書館
2-5-5	子どもの居場所づくり推進	子どもが安心して主体的に過ごし、将来の自立につながる力を身に付けるための場所として、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子どもや家庭の状況により、関係機関へのつなぎを行う等、包括的な支援を行います。	学校教育課

（６）子どもの豊かな体験の支援

子どもの成長には、学校等での学びだけでなく、子どもの興味や関心に基づき、様々な体験を通して、様々な人と交流し、自己肯定感や達成感等を得ることも大切です。今後も子どもの成育状況にかかわらず、様々な体験をすることができるように取り組んでいきます。

異年齢の子どもが、地域で子どもが活動する機会である子ども会の活動を支援していきます。また、子どもの様々な活動をより多くの子どもや市民に知ってもらうために、発表の場を確保します。

さらに、子どもや若者が将来にわたって自立して生活をするために、地域の仕事や働き方等を知るキャリア教育や若者の就業促進を行います。

児童館事業における多様な体験の推進

2-6-1 2-5-1 (再掲)	児童館における多様な体験の推進	卓球あそび、工作、木工、料理、科学、俳句、折り紙、編み物教室など、小・中学生対象の講座を開催し、子どもの成長段階に応じて、チャレンジできるような学びや体験の機会を提供します。 また、困難を有する子ども・若者やその家庭への支援を行うとともに、自習室設置、学習支援など中学生・高校生世代の居場所としての役割を強化します。高校生を講師に迎え、様々な学びの機会を提供します。高校生・大学生が主体となって考えた企画をサポートします。高校生・大学生がボランティアとしてイベントに参加し、乳幼児や小学生とふれあい、かわり方を学ぶ機会を提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム
2-6-2 2-5-2 (再掲)	移動児童館の実施	小学校の体育館を利用して、年齢の異なる子どもたちが遊びで交流できる機会を提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館

非認知能力を育むためのプログラムの実施

2-6-3	子どもの非認知能力を育むためのプログラムの実施	子どもの自己肯定感を育む機会につなげるため、保育園在園中から小学校まで連携し、「命の学習」「食育」「運動促進」等のプログラムを普及促進します。	保育課 学校教育課
2-6-4	主体的・対話的な深い学びの実施	遊び、生活の中で子どもが主体的・対話的に深い学びを積み重ねることができるプログラムを促進します。	保育課

読書活動の推進			
2-6-5 3-1-21 (再掲)	ブックスタート事業の実施	6か月児健康相談の際に、子どもの成長や発達を促し、親子の絆を深めることを目的に、絵本をひらく楽しい「体験」とメッセージを添えて「絵本」を手渡す事業です。赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を分かち合うことを応援します。	こども若者家庭センター 図書館

子ども会活動			
2-6-6	子ども会活動の支援	様々な体験を重ねながら、困難な課題であっても自ら乗り越える力を身に付け、市内全域で子どもの体験活動を指導するジュニアリーダー育成事業を始め、自然体験を中心とした親子体験活動の機会を設け、子どものチャレンジや異年齢交流などを支援します。	こども未来課
2-6-7	瀬戸市地域子ども会活動助成	子どもの体験活動をより一層推進するため、市内子ども会の運営に係る費用を補助し、子ども会の活動を応援します。	こども未来課

地域における多様な体験プログラムの推進			
2-6-8	環境教育・環境学習の推進	「せと環境塾」による環境学習講座を定期的に実施するとともに、多様な主体との連携・協働による環境講座を実施し、環境教育・環境学習の充実を図ります。	環境課
2-6-9	農業体験事業及び地産地消への理解促進	学校や保育園と連携し、瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会や地元団体と協力して農業体験学習や地元産農畜産物の給食への提供を実施し、本市の「食」「農」を身近に感じ、愛着を深めることで、食を通じて豊かな心を育みます。	農林課
2-6-10	瀬戸の食文化への愛着の醸成	給食において使用する食器は、全て本市産の強化磁器を使用し、保育園・小中学校給食における瀬戸らしい食文化への愛着の醸成のための取組を行います。	保育課 学校教育課
2-6-11	文化体験講座	瀬戸市文化協会員を講師とし、初心者の子供等を対象とした文化体験講座を開催します。	文化課
2-6-12	こども将棋大会	瀬戸における将棋文化の振興に寄与することを目的に、未来を担う子どもたちを対象とする将棋大会を開催します。	文化課
2-6-13	スポーツ教室	幼児体力づくり教室や親子リズム運動教室をはじめ、乳幼児期からの健やかな心身の発達に向けた教室を実施します。また、スポーツ競技ごとの教室も年間を通じて開催します。	スポーツ課
2-6-14	市民スポーツデー	スポーツの日(10月第2月曜日)に開催します。瀬戸市スポーツ協会加盟団体やプロスポーツ球団の協力により、未就学児から誰でも	スポーツ課

		参加できる様々なスポーツの一日体験会を実施します。	
2-6-15	地域総合型スポーツクラブ	クラブ独自の特色ある運営により、様々なスポーツ・レクリエーション競技の教室・講習会を開催し、体を動かすことの楽しさを体感できる場を提供します。	スポーツ課
2-6-16	スポーツ大会開催	競技スポーツへの関心を高め、競技スポーツの裾野を広げるために瀬戸市スポーツ協会主管による多くの大会を実施しています。なお、中央大会につながる予選会も併せて実施するなど競技レベルの向上も図ります。	スポーツ課
2-6-17	瀬戸地方近郊駅伝競走大会・小学生駅伝大会	昭和 27 年に始まった近郊駅伝競走大会は、毎年 12 月に開催しており、最近は、パルティセとをスタート・ゴールとして実施しています。また、小学生駅伝は中心市街地を周回するコースとなり多くの参加チームが出場します。	スポーツ課
2-6-18	スポーツ、健康づくりの場の提供	市民公園内体育館、野球場、陸上競技場、テニスコートをはじめとした市内スポーツ施設を整備し、心身の発達、健康体力の向上を図ることができる場を提供します。	スポーツ課
2-6-19	学校体育施設スポーツ開放	市内小学校体育館、運動場や中学校体育館、運動場、柔剣道場を学校教育活動に支障のない範囲で活用し、地域の方々が身近な場所で気軽にスポーツを楽しむ場所を提供します。	スポーツ課
2-6-20	せとジュニアスポーツ団体応援補助金	小中学生を対象に設立・運営されている市民スポーツ団体の自立と成長を促し、子どもの競技力向上とその未来を応援することを目的とし、せとジュニアスポーツ団体応援補助金を交付するなどして、スポーツ団体の活動を支援します。また、若年層が気軽にスポーツに取り組める環境を整備します。	スポーツ課
2-6-21	スポーツ・文化活動全国大会等出場奨励補助金	本市のスポーツ・文化及び芸術の振興を図り、健全で活力あふれるまちづくりを推進するため、児童・生徒・学生がその活動において、予選会等を経て全国大会に出場する際に今後の活躍を期待し、奨励補助金を支給します。	スポーツ課
2-6-22	瀬戸市スポーツ功労等顕彰表彰	スポーツの分野において、特に功績顕著な者に対して「スポーツ功労大賞」「スポーツ功労賞」「スポーツ奨励賞」を授与し、本市のスポーツ振興を図ります。	スポーツ課
2-6-23	次世代クリエイター育成	才能ある子どもの発掘と育成、本市における新たな産業の創出に向けて、デジタルコンテンツの制作を通じて、ものづくりの面白さを体験する「Seto CG Kid's Program」のほか、小学生向けプログラミング講座等を実施します。	情報政策課

2-6-24	愛・地球博開催継承事業瀬戸蔵ロボットアカデミー	愛・地球博開催継承事業として、瀬戸蔵ロボットアカデミーを開催し、未来を担う子どもにロボットを通じて、ものづくりの喜び、チャレンジすることの楽しさを伝える機会を創出します。 また、3年に一度、「瀬戸蔵ロボット博」を開催し、大学や研究機関、企業が取り組んでいる最新ロボットの展示・実演や最新技術の紹介を通じて、子どもたちが夢を抱き、未来を切り拓く力を養います。	商工観光課
2-6-25	子ども向け体験学習講座	里山の森を探検し、自然について学ぶ講座（サマーキャンプ）や性別にかかわらず進路選択・キャリア形成を支援する講座（「集まれ、サイエンスガール！」）等を開催します。	コミュニティ推進課
2-6-26	高校生ビブリアバトル	発表者（高校生）がそれぞれ読んで面白いと思った本を持ち寄り、その本の面白さについて順番に5分程度で紹介し、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決めるイベントです。中学生・高校生の読書への関心を深め、読書を通じた地域住民と高校生の交流の場を創出します。	図書館
2-6-27	まるっとせとっ子フェスタ	書写展、図工美術展、理科の自由研究作品展、や「Seto English Day」など、子どもに自分の夢や思いを表現する場を創出し、保護者や市民との交流を通じてつながりと信頼が深まることを願い、毎年11月に実施します。	学校教育課

キャリア形成			
2-6-28	キャリア教育の推進	全中学校では「職場体験活動」をキャリア教育の一環に取り入れ、商工会議所等と連携し、自分の住む地域の事業所で体験活動を行うことにより、自分の進路を考えるとともに地域とのつながりを実感する機会となっています。郷土学習やキャリア教育を通じて、自分の夢を持ち、大人になった時に瀬戸で活躍できるような教育を推進します。	学校教育課
2-6-29	若者等の就業促進	商工会議所及びハローワークと連携して、就職フェアや就職面接会等を開催します。また、企業ガイドブックの配布や企業見学バスツアー等を実施するなど、地元企業への理解を深める機会を設け、地元企業への就業促進に取り組めます。	商工観光課

(7) 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

将来の少子化対策として、子どもや若者が乳幼児とふれあい、育児のすばらしさを学び、将来子どもを持ちたいと思えるように体験、交流の機会を設けます。

また、子どもを持ちたいと思う人が、望むように妊娠や出産できるように支援します。

次世代を育む親となるための取組

2-7-1	児童館による職場体験、インターンシップ、ボランティア等の実施	職場体験、インターンシップ、ボランティアを積極的に受け入れたり、高校生等が乳幼児や小学生向けに教室の講師を務めるなど、高校生等が主体の企画を支援します。また、イベント活動を通じて中学生や高校生・若者が、乳幼児や小学生と実際にふれあうことで、自らの成長につながる機会を創出します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館
2-7-2	小中学生の保育体験の実施	小・中学校で保育体験を行うことで、育児のすばらしさ、大切さ等を学び、育児参画の意識を高めます。	保育課 学校教育課
2-7-3	中学生の保育実習	中学3年生が事前に準備したおもちゃ等を各地域の保育園の園児に披露し、一緒に遊び、ふれあう体験を通じて、育児のすばらしさを学び、これからの生活に結び付けて考えられるようにします。	保育課 学校教育課

希望する人が子どもを持てる支援

2-7-4	不育症治療費助成金	不育症とは、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返すことをいいます。不育症治療に要する費用の一部を助成します。	こども若者家庭センター
-------	-----------	--	-------------



(1) 子育て支援の充実

妊娠から出産、子育てに至るまで、母子が心身共に健やかでいられるように、母子保健をはじめ、子育てに関する様々な支援を行います。

妊娠、出産、子育てに関する正しい知識や理解が持てるよう、母親だけでなく、父親も対象に、各種講座や教室の開催、健診時の相談支援等により、啓発を推進します。

また、妊娠、出産、子育てについて、不安な気持ちを抱える人を早期に発見し、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。

母子保健の推進

3-1-1	母子健康手帳交付・妊婦相談の実施	医療機関などで妊娠がわかった方へ母子健康手帳の交付をします。母子健康手帳は妊娠中の体の変化や出産の様子、子どもの健診結果と予防接種の記録を記入する大切な成長記録です。 また、交付の際には、保健師が制度の紹介や妊娠中の生活について個別相談を行い、妊娠期から子育てに至るまでの伴走的な支援を行います。	こども若者家庭センター
3-1-2	ハローベビー講座の実施	妊娠中の過ごし方や食事について、制度の紹介、母子健康手帳の使い方などを伝え、安心して妊娠期が過ごせるよう支援します。	こども若者家庭センター
3-1-3	プレパパママ教室の実施	妊婦とその配偶者へ妊娠・分娩・育児に関する適切な情報や助言をし、赤ちゃんを迎え入れる準備をするための教室を行います。	こども若者家庭センター
3-1-4	妊産婦・乳児健康診査	妊産婦・乳児の健康保持・増進及び異常の早期発見・早期治療のため、母子健康手帳交付時に、妊産婦・乳児健康診査の受診票を発行します。	こども若者家庭センター
3-1-5	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦や乳児の保護者の方の自宅に、訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援をします。	こども若者家庭センター
3-1-6	こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）事業の実施	おおむね生後2～4か月の乳児と産婦に家庭訪問を実施し、母子の健康状態の確認と育児相談等を行います。	こども若者家庭センター

3-1-7 4-2-5 (再掲)	養育支援訪問事業の実施	乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談、各種健康診査、養護相談等を通じ、養育支援が必要であると判断した家庭などに対して、保健師・看護師や保育士等が訪問し、養育に関する専門的な指導や助言・相談を行います。	こども若者家庭センター
3-1-8 2-1-1 (再掲)	乳幼児健康相談の実施	毎月1回、乳幼児とその保護者に対し、身体計測、育児相談等の機会を提供します。	こども若者家庭センター
3-1-9	産後ママのセルフケアサロン	生後4～7か月の乳児とその母親が、軽運動やコミュニケーションワークを通して、産後の心と体を整える教室を毎月1回開催します。	こども若者家庭センター
3-1-10	離乳食教室	離乳食の開始時期に備え、離乳食の簡単な調理実習と試食、離乳食の進め方や保存方法等の講話を行います。	こども若者家庭センター
3-1-11	幼児教室	保護者（養育者）と子どもが教室で一緒に遊びを体験する中で、保護者（養育者）が子どもの求めに応じてかかわることの大切さを知り、子どもの動きに沿った適切な対応ができるよう子どもへのかかわり方を学びます。また、保護者（養育者）同士が悩みや情報を共有し、交流できる場とします。さらに、子どもの健全な発達を促し、必要に応じて他機関へ支援をつなげます。	こども若者家庭センター

子育てに関する正しい知識の理解促進			
3-1-12	育児講座	育児講座を通じて、子どもとのかかわりを学ぶ機会を作ります。	せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム 図書館
3-1-13	子どもの非認知能力を育む子育てを習得するための保護者向けプログラムの実施	子どもと保護者向けの読み聞かせ、子育て談笑等の学びの場を保護者に提供します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム 図書館
3-1-14 4-4-3 (再掲)	親子支援プログラムの実施	子どもの発達の理解を深め、子どもとのかかわり方を学ぶ場の提供、本市の支援体制や福祉サービスの情報提供、保護者同士のかわりの場としての講座等を開催します。	児童発達支援センター発達支援室
3-1-15 2-3-9 (再掲)	ネットリテラシー等講座の実施	子ども・若者がネット上の情報を鵜呑みにするのではなく、その信頼性を自ら判断し、適切に情報を発信できる能力を身に付けることを目的として、児童の学習、教職員の研修、保護者への情報モラルに関する啓発を進めます。	学校教育課

父親の育児支援			
3-1-16	父親参加育児講座の開催	父親の積極的な育児参加を促すため、子どもとのかかわり方や子どもと遊ぶことの楽しさを体験する機会として、父親が参加しやすい土・日に講座等を行います。	せとっ子ファミリー交流館
3-1-17	子育てパパのキャンプ教室の開催	父と子（家族）が共に楽しんで参加する活動の場を提供し、親子のふれあいやコミュニケーションを深めます。	コミュニティ推進課

育児相談			
3-1-18	育児相談	交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルーム、保育園、幼稚園、発達支援室など身近な場所で、保育士などが子育てに関する相談をお受けします。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム 保育課 児童発達支援センター発達支援室

子育て支援の充実			
3-1-19	ファミリーサポートセンター	子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい方（援助会員）が会員となり、お互いに助け合う会員組織です。会員の募集、登録、相互援助活動の調整、会員の講習会開催などを行います。子どもや援助者の安全・安心のため、交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館・プレイルームでの援助活動を推進します。	せとっ子ファミリー交流館
3-1-20	こども誰でも通園制度	満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付が可能となる場所を設けます。	保育課

読書活動の推進			
3-1-21 2-6-5 (再掲)	ブックスタート事業の実施	6か月児健康相談の際に、子どもの成長や発達を促し、親子の絆を深めることを目的に、絵本をひらく楽しい「体験」とメッセージを添えて「絵本」を手渡す事業です。赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を分かち合うことを応援します。	こども若者家庭センター 図書館

(2) 保育の充実

働く保護者を支援するため、本市では、公立、民間の保育園で保育を実施しています。

延長保育、日曜日や祝日にも開園する休日保育、障害児を対象とする障害児保育、一時預かり保育や緊急時一時保育、病児保育等、多様な保育を提供し、子育て家庭の支援を行っています。

保育内容の充実			
3-2-1	利用定員の拡充	待機児童が発生しないように、定員拡充を検討します。	保育課
3-2-2	障害児保育	保育体制を整え、障害児保育を実施します。	保育課
3-2-3	休日保育	日曜日・祝日に保育を実施します	保育課
3-2-4	延長保育	11 時間を超える延長保育を実施します。	保育課
3-2-5	緊急一時保育	保護者又はその家族の病気等突発的な理由で、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育します。	保育課
3-2-6	一時預かり保育	理由を問わず、一時的に児童を保育します。	保育課
3-2-7	幼稚園の預かり保育	幼稚園教育開始前、修了後、長期休業期間に預かり保育を実施します。	保育課
3-2-8	病児保育	病気のため集団保育ができない子どもを預かります。市民が安心して利用できるよう、公立陶生病院の全面的な協力を得て体制を抜本的に強化し、病児保育事業として公立陶生病院敷地内で実施します。	こども未来課
3-2-9	子育て総合支援センターによる情報提供	民間事業者も含めて一時的な保育のできる施設について、利用したい方に情報提供します。	こども未来課 子育て総合支援センター
3-2-10 2-2-1 (再掲)	「生命の保持及び情緒の安定」及び「養護と教育の一体性」の実践	保育士が養護的な働きかけや環境を作ることにより、園児の「生命の保持及び情緒の安定」を図ります。また、養護と教育の一体性を強く意識したうえで実践を行います。	保育課
3-2-11 2-2-2 (再掲)	幼児教育及び保育と小学校との連携	幼児教育及び保育と小学校教育との連携を図り、切れ目のない支援をします。	保育課 児童発達支援センター発達支援室 学校教育課

保育士の資質の向上			
3-2-12 2-2-3 (再掲)	保育士研修の推進	職務経験別研修や専門研修を通じてより専門性を高めるとともに資質向上につなげます。また、「共育（ともそだ）て」の重要性について共有を図り、実践につなげます。	保育課

3-2-13 2-2-4 (再掲)	公立保育園の公開保育	保育士を対象に保育を公開し、専門性を高めるとともに保育士が互いの資質向上につなげる機会にします。	保育課
3-2-14 2-2-5 (再掲)	保育士・幼稚園教諭等の合同研修	幅広い分野での経験や知識の交換や研修を通じて交流を深め、より専門性を高めるとともに資質向上につなげます。	保育課 児童発達支援センター発達支援室
3-2-15 2-2-6 (再掲)	エピペン研修会	毎年、医師を講師とし、研修会を実施します。ロールプレイングで実際にエピペントレーナーを使用し、緊急時のシミュレーションを行います。	保育課

保育施設の整備

3-2-16 2-2-7 (再掲)	保育施設の整備 ※「公共施設等総合管理計画」の「個別施設計画」に基づくもの	保育環境を整えるため、エアコンや非常通報装置などの設備の更新、衛生面を考慮した給食室の改修やトイレ環境の整備、大規模改修工事等を行います。	保育課
-------------------------	--	---	-----

きめ細かな対応の充実

3-2-17 2-2-8 (再掲)	午睡時の健康チェック	睡眠時マニュアルを整備します。0歳児5分ごと、1歳児10分ごと、2歳児10分ごとに午睡時健康チェック表を用いて管理します。0歳児に午睡センサーを導入し、チェックを実施します。	保育課
3-2-18 2-2-9 (再掲)	アレルギー懇談会の開催	食物アレルギー児の保護者、園長、保育士、調理員等で毎月懇談会を実施します。献立表を基に、除去対応が必要な食品を確認します。	保育課
3-2-19 2-2-10 (再掲)	アレルギーに対応した給食の提供	医師による食物アレルギーの診断、除去の指示がある食品について、可能な範囲で除去食等の対応をします。	保育課
3-2-20 2-2-11 (再掲)	事故検証委員会の開催	第三者委員（医師、弁護士、学識経験者等）と保育所安全検討会委員が参加し、年2回定時開催します。	保育課

保育人材の確保

3-2-21 2-2-12 (再掲)	保育士確保のための取組	保育士を確保するため、大学等の就職説明会への出展、インターンシップや保育実習による職場体験、民間保育園就職フェアの開催等を行います。	保育課
3-2-22 2-2-13 (再掲)	就労継続支援のための補助制度	就労継続支援として宿舍借り上げ支援事業を行います。	保育課

(3) 経済的負担の軽減

子育て家庭に係る経済的負担を軽減し、地域で安心して子育てできるように支援します。

経済的負担の軽減			
3-3-1	子ども医療費助成	高校生世代（18歳到達年度末）までの子どもが医療機関等で受診した時の保険診療分の自己負担額を助成します。	国保年金課
3-3-2	出産育児一時金（国民健康保険加入者）の支給	国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金を支給します。	国保年金課
3-3-3	養育医療の給付	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を負担します。	国保年金課
3-3-4	子育て家庭優待事業の実施	「子育てにあたたかい愛知」の実現に向けて、毎月19日を「子育て応援の日（はぐみんデー）」とし、社会全体で子育てを応援する県民運動に取り組みます。また、妊娠中の方から子育て中の方に「はぐみんカード（子育て家庭優待カード）」を発行し、県内の優待ショップや施設でショップ独自の割引やサービスなど様々な特典が受けられるよう、協賛店舗の募集や市民への周知などを行い、子育て家庭優待事業を展開します。	こども未来課
3-3-5	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の実施	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、面談等を通じて身近に相談に応じる「伴走型相談支援」を行うとともに、出産・育児にかかわる経済的負担の軽減を図るため、「経済的支援（妊婦のための支援給付金）」を一体的に実施します。	こども若者家庭センター
3-3-6	自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金	自転車乗車時のヘルメットの着用を促進し、交通事故時の被害を軽減するため、児童生徒や高齢者等に対し、ヘルメットの購入費用の一部を補助します。	防災安全課

(4) 地域の子育て支援

子どもは、家族だけではなく周囲の様々な人と交流することで、豊かな経験を積みながら育つことができます。

保護者も、身近な地域で同じような立場の人と交流することで、不安などが解消されることもあります。

地域にいる子どもやその家族と交流や見守りを図りながら、地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援します。

交流による子育て			
3-4-1	乳幼児と保護者が地域で集まる場所と仲間づくり	乳幼児と保護者が集まる場（地域子育てサロン・育児サロン）を地域に設け、仲間づくりや学びの機会を提供するとともに、地域の子育て支援関係者をつなぎ、ともに子どもの成長を見守ります。 交通児童遊園、せとっ子ファミリー交流館、プレイルームでは常設の育児サロンを設けるとともに、育児に関する相談に応じます。	コミュニティ推進課 交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館 プレイルーム
3-4-2	育児サークル支援	乳幼児を子育て中の保護者同士でサークルを作り、一緒に遊んだり育児の悩みを相談できる仲間作りをします。自立に向けて3年間は職員が遊びの支援をします。4年目以降は自立して活動します。	せとっ子ファミリー交流館
3-4-3	公立保育園での地域の子育て支援	保育園に通っていない家庭向けに、民生委員児童委員と連携し、異年齢交流（園児との交流）、育児サロン（未就園児と保護者で参加する遊び場、主に保育士が遊びの指導や相談を実施）、園庭開放（保育園の園庭での遊び）等を行います。	保育課
3-4-4	異年齢交流事業の実施	入園前の乳幼児とその保護者を対象に、保育園児との交流を通じて、遊びの楽しさを知ったり、子どもへの接し方を学ぶ場を提供します。	保育課
3-4-5	地域交流事業の実施	商店街などと一緒にイベントを行い、地域の方と交流することによって地域が活性化し、また、多世代とかわかることで子どもが多くのかたを学ぶ機会とします。	せとっ子ファミリー交流館

地域での安全・安心な子育て支援			
3-4-6	交通安全運動・教室の開催	交通安全運動による啓発活動やシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用に関する普及啓発など、子どもの交通安全対策を推進します。 自転車に乗りながら、自転車の交通ルールを学びます。交通ルールの学びを通じて、命の尊さを伝えます。	防災安全課 交通児童遊園
3-4-7	バスの乗り方教室	子どものバスに対する関心や愛着形成を促進するとともに、安全にバスを利用することができるようにします。	都市計画課
3-4-8	自主防犯活動の実施	学校関係者、地域住民、防犯ボランティア団体が協働して行う通学路のパトロールなど、自主防犯活動を支援します。	コミュニティ推進課
3-4-9	災害時要配慮者支援体制の整備	関係機関等との相互の連携を推進し、福祉避難所に加え、ホテル等を利用することにより要配慮者の避難体制を強化するなど、支援体制づくりを推進します。	防災安全課
3-4-10	学校での防災教育	学校との連携にて、防災学習、防災キャンプ等を通じて、防災意識の向上を推進します。	防災安全課
3-4-11	火に関する教育・防火意識の向上を目的としたイベント・行事の開催	「防火防災アカデミー」、「防火教室」、「庁舎見学」、「防火作品コンクール」、「消防学校一日入校」などを通して、火の怖さ、防火の大切さを伝えます。	予防課

（５）子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備

子どもが身近な地域で、安全に、安心して遊べる、過ごせるように、公園や施設等の整備を推進します。

子どもをはじめ、誰もが利用しやすい、わかりやすい空間となるように、ユニバーサルデザインに基づく整備を進めます。

遊び場の整備			
3-5-1	公園の整備	緑の基本計画に基づき、子育て世代等が安全で快適に遊べるよう公園の整備や維持管理、地域との協働による快適な公園づくりを進めます。	建設課

環境の整備			
3-5-2	緑化の推進	水や緑とのふれあいによる潤いとやすらぎを感じることができるよう、公園、緑地、親水空間などを整備します。また、市民参加による緑化の推進を行います。	都市計画課 建設課 維持管理課
3-5-3	歩道の整備	歩行者の安全を確保するため、歩道の設置や整備、維持修繕を行います。	建設課 維持管理課
3-5-4	通学路安全点検	関係機関と連携し、毎年数校、小学校の通学路の合同点検を行います。	防災安全課 建設課 維持管理課 学校教育課

（６）多様な働き方の支援

近年、働き手の不足や女性活躍の推進等により、育児をしながら働く人も多くなってきました。生活と仕事の両立を図るためには、企業をはじめ、社会全体でのライフ・ワーク・バランスの推進が必要です。様々な働き方の見直しなども含めて生活と仕事の両立支援を推進していきます。

ライフ・ワーク・バランスの推進			
3-6-1	生活と仕事の両立支援制度等の周知、啓発促進	生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現に向けて、労働者・事業主・地域住民に対する研修、セミナー等により、生活と仕事の両立支援制度（育児・介護休業等）の利用促進や多様な働き方の推進、男性の子育て参画に関する意識の醸成を行います。	多様性協働課 商工観光課 高齢者福祉課 こども若者家庭センター
3-6-2	企業における多様な就労形態の導入促進	フレックスタイム制度、在宅勤務、テレワーク、育児短時間制度等の多様な働き方の取組や効果について、広報せとやホームページ、パンフレット等を活用して、情報提供・周知を行い意識の醸成を図ります。	多様性協働課 商工観光課
3-6-3	働き方の見直しへの啓発	広報等において、長時間労働の是正等の啓発に関する記事を掲載し、意識啓発に取り組みます。	多様性協働課 商工観光課
3-6-4	ライフ・ワーク・バランス推進宣言事業所の登録	働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所等をライフ・ワーク・バランス推進宣言事業所として登録します。その後、広報やホームページ・パンフレット等でPR支援を行います。	多様性協働課
3-6-5	女性活躍やライフ・ワーク・バランスの推進に取り組むロールモデルの提供	女性活躍やライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む事業所や個人をロールモデルとして紹介し、意識の啓発を図ります。	多様性協働課

困難な状況に対応する子ども・若者、その家庭への必要な支援



(1) 子どもの貧困問題への対応

子どもが親の状況をはじめとする成育環境、あるいは経済的な状況にかかわらず、求める進路を選び、取り組んでいけるように、子どもの貧困の解消やその家庭への支援を進めます。

ひとり親世帯については、生活支援や経済的支援が必要な家庭への支援を行います。

総合的な子どもの貧困対策

4-1-1	子どもの今・未来応援基金の運用	「子どもの今・未来応援基金」を創設し、市民や企業等からの寄附により、子どもの貧困対策を含め、すべての子ども・若者が輝く今と未来の実現に向けた支援を、更に充実・強化します。	こども未来課
4-1-2	子ども・若者を支援する地域活動促進	子ども食堂、フードパントリーなど、地域で子ども・若者を支援する活動を促進するため、補助金の交付、情報提供、ネットワークづくりの支援などを行います。また、子ども・若者の居場所の開拓や、学習支援団体との連携、若者と NPO 法人をつなぐ仲介などを通し、若者の個性や環境に合わせた社会参加活動をサポートしていきます。	こども若者家庭センター
4-1-3	困難を有する子ども・若者とその家族に対する物資の支援	日常生活を送ることに困難を抱える世帯などに対して、生活に必要な物資を提供することにより、生活環境の改善や自立に向けた支援、見守りを行います。	こども若者家庭センター

教育・保育の利用支援

4-1-4	幼児教育の無償化	0歳から2歳までの非課税世帯の利用料を無償化します。また、3歳以上の利用料を無償化します。	保育課
-------	----------	---	-----

学習支援			
4-1-5	学習支援事業の実施	生活困窮家庭などの子どもに対する学習支援や生活習慣の確立、学習意欲の向上のための活動を実施するとともに、居場所の提供を行います。	社会福祉課
4-1-6	地域未来塾の実施	学習意欲の向上、学習習慣の確立、基礎学力の定着、新たな居場所の創出、地域の教育力の向上等を目的とし、コミュニティ・スクール設置校の地域学校協働本部が中心となり、児童・生徒に対し、大学生や教員経験者、地域住民の協力により、地域の中での学習機会を提供します。	学校教育課

ひとり親家庭の支援			
4-1-7	児童扶養手当の支給 ひとり親支援	父又は母がいない、父又は母に重度の障害がある等の要件に当てはまる 18 歳以下の児童を養育している方に支給します。(所得制限あり)	こども未来課
4-1-8	愛知県遺児手当の支給 ひとり親支援	児童扶養手当と同様の要件に当たる方に支給します。(所得制限あり)	こども未来課
4-1-9	瀬戸市遺児修学手当の支給 ひとり親支援	市内に 1 年以上在住し、父又は母がいない等の要件に当てはまる義務教育就学中の児童を養育する方に支給します。	こども未来課
4-1-10	母子父子寡婦福祉資金の貸付け ひとり親支援	母子父子家庭と寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活や職業生活の安定と向上に努めるため、また、児童福祉の増進のために必要な資金を無利子又は低利でお貸しします。	こども未来課
4-1-11	母子・父子家庭等医療費助成 ひとり親支援	18 歳以下の児童を養育しているひとり親家庭等の母又は父及びその児童が医療機関等で受診した時の保険診療分の自己負担額を助成します。(所得制限あり)	国保年金課
4-1-12	養育費に関する公正証書等作成費補助金の支給 ひとり親支援	ひとり親に対して養育費の確保に係る本人負担費用を補助することで、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、子どもの権利としての養育費の支払いが継続的に履行されるよう支援します。	こども未来課
4-1-13	自立支援教育訓練給付金の支給 ひとり親支援	働く親の主体的な能力開発の取組や中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職等の促進を図るため、条件を満たす講座の受講料などの費用の一部を支給します。	こども未来課

4-1-14	高等職業訓練促進給付金の支給 ひとり親支援	看護師、介護福祉士等の就職にあたり、経済的自立に効果的な資格取得を目的に6か月以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担を軽減するための給付金を一定期間支給します。また、養成機関の全課程を修了した方に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	こども未来課
4-1-15	就業支援・権利擁護に関する相談の実施 ひとり親支援	母子・父子福祉センターの事業と連携し、キャリアカウンセリング事業や養育費相談、弁護士相談等の情報提供を行い、支援します。	こども未来課
4-1-16	通勤定期の運賃割引のための証明書交付 ひとり親支援	児童扶養手当受給世帯を対象に、JRの通勤定期旅客運賃を割引する証明書の発行を行います。	こども未来課
4-1-17	母子父子自立支援員による自立相談の実施 ひとり親支援	ひとり親家庭や寡婦の方の生活上の悩みや自立に向けた就労相談、貸付金等様々な相談に応じます。	こども未来課
4-1-18	ひとり親家庭情報交換の実施 ひとり親支援	ひとり親家庭を対象にした勉強会や情報交換等を行う場を提供します。	こども未来課

手当の支給

4-1-19	児童手当の支給	次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの児童を養育している方に支給します。支給にあたっては要件があります。	こども未来課
--------	---------	---	--------

就学支援

4-1-20	就学援助の実施	経済的な理由により、学習に必要な学用品費や給食費等の支払いにお困りの方に、費用の一部を援助します。援助にあたっては要件があります。	学校教育課
--------	---------	---	-------

自立に向けた支援

4-1-21	愛知労働局と本市との雇用対策協定による生活困窮者等の雇用の促進	愛知労働局と雇用対策協定を結び、地域の雇用対策における課題を共有し、双方が役割分担することで、雇用対策に関する施策を効率的に展開し、生活困窮者等の雇用の促進を図ります。 主に以下の方への就業促進に向けた事業展開を行います。①若年者等②女性等③生活困窮者等④ひとり親世帯⑤社会的自立に困難を有する若者	商工観光課 多様性協働課 社会福祉課 こども未来課 こども若者家庭センター 保育課
4-1-22	生活困窮者自立支援	仕事が見つからない、求職活動の仕方がわからない、借金がある等の理由で経済的に悩まれている方の相談に応じます。	社会福祉課

受診費の助成

4-1-23	低所得の妊婦に対する産科受診費助成事業	市区町村民税が非課税である世帯又は生活保護世帯の方等、低所得の方を対象に、妊娠判定を行うための初回産科受診費の費用の一部助成を行います。 また、費用助成と併せて、市と医療機関の間で情報共有を行い、状況の把握と必要な支援につなげます。	こども若者家庭センター
--------	---------------------	---	-------------

(2) 児童虐待防止対策

児童虐待は「安全に安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「のびのびと豊かに育つ権利」といった子どもの権利を侵害する行為であり、犯罪として虐待者が刑事罰を受けることもあります。

また、虐待を受けると子どもの脳や成長に悪影響を及ぼすため、生きづらさを抱えたり、世代を超えて虐待の連鎖が起こることがあります。社会全体で子どもの権利について理解を進め、児童虐待を未然に防ぐ「予防」対策の推進が必要です。児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、子どもや子育て家庭だけでなく、社会全体で、児童虐待の予防と防止に関する意識を高めます。

虐待にあった子どもや虐待があった家庭については、関係機関と連携し、再発防止に努めます。

児童虐待予防や早期発見の取組			
4-2-1	広報・啓発の推進	児童虐待防止や体罰によらない子育て、相談先等についての広報を行います。 児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）の利用、こども若者家庭センターや身近な大人への相談等により、子ども自身が SOS を発信できるよう啓発を進めます。 また、子どもにかかわる関係機関が虐待に適切に対応できるよう、情報提供や支援を行います。	こども若者家庭センター
4-2-2 1-1-4 (再掲)	児童虐待予防や早期発見に係る子どもに対する取組の推進	幼児期の「命の学習」や小・中学校での性教育などを通じ、自己肯定感を育み、子ども自身が自らを守る力を育てます。	せとっ子ファミリー交流館 保育課 学校教育課
4-2-3	子どもが困難に陥ることを予防するための講座の開催や情報提供	「親の学び講座」や「体罰によらない子育て」等の虐待予防のための講座やネット・ゲーム依存防止など、時代のニーズに合った内容で、子どもが困難に陥ることを予防する講座や情報提供を行います。	こども若者家庭センター
4-2-4	子育て短期支援事業（家庭支援事業）の実施	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、夜間や宿泊を伴った一時預かりを行います。	こども若者家庭センター
4-2-5 3-1-7 (再掲)	養育支援訪問事業の実施	乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談、各種健康診査、養護相談等を通じ、養育支援が必要であると判断した家庭などに対して、保健師・看護師や保育士等が訪問し、養育に関する専門的な指導や助言・相談を行います。	こども若者家庭センター

4-2-6	母子生活支援施設	配偶者のいない女性等とその子どもを一時的に施設に保護し、退所後に自立した生活を送ることができるように就労支援や子どもの教育に関する助言などを行い、母子の生活を総合的に支援します。	こども若者家庭センター
4-2-7	児童虐待防止のための調査	児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、国の方針に基づき、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が状況確認できていない子どもを把握し、目視等により子どもの安全確認・安全確保を進める取組について、毎年度定期的に行い、必要な支援につなげます。	こども若者家庭センター

虐待への早期介入・早期支援

4-2-8	虐待への早期介入	虐待通告を受けた後は、48 時間以内に子どもの安全確認を行います。その後は状況に応じて、児童相談所や関係機関と連携し、迅速に介入や支援を行います。	こども若者家庭センター
4-2-9	児童虐待再発防止対応	一時保護・施設入所等が必要な重度の虐待を扱う愛知県の児童相談所と中度・軽度の虐待を扱う子ども・若者センターが連携し、再発防止のための対応を行います。 子ども・若者センターでは虐待の再発防止のための継続面談を通じ、保護者に体罰等によらない子育ての定着を図るように働きかけます。被虐待児との継続的な面接を行う中で、自衛やセルフケアの方法を一緒に考え、子どものエンパワーメント強化を図ります。	こども若者家庭センター

関係機関との連携

4-2-10	虐待予防連絡会の開催	関係機関等との連携を図るため、毎月定期的に連絡会を実施し、情報共有をします。	こども若者家庭センター
4-2-11	要保護児童対策地域協議会（要対協）の開催	支援対象児童等の支援にかかわる機関相互の連携を推進し、支援対象児童等の早期発見及び適切な支援を図ることを目的として設置された要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議を定期的に、個別ケース会議を必要時に随時開催します。 関係機関との情報交換や児童等の安全の確保と見守り及び保護者への指導、支援内容に関する方針を定め、関係機関が協力して実施します。	社会福祉課 こども未来課 保育課 国保年金課 児童発達支援センター こども若者家庭センター 学校教育課

(3) 外国にルーツのある子ども・若者とその家庭への支援

外国にルーツのある子ども・若者とその家庭を対象に、市役所や保育園、学校、あるいは医療機関でのコミュニケーションを支援することで、地域で安心して暮らせるようにします。また、日本語の教育を支援することで、学びを深め、望ましい進路を選択できるように支援します。

通訳支援			
4-3-1	窓口等への通訳機導入	IoT (Internet of Things) 通訳機を市役所窓口等に設置することで、制度説明等の理解をサポートします。	こども未来課 子育て総合支援センター 保育課 こども若者家庭センター
4-3-2	医療通訳システムの利用促進	母子健康手帳交付、乳幼児健診、相談等で保健センターを利用する外国人親子へ電話による医療通訳を行い、妊娠中からの子育て支援につなげます。	こども若者家庭センター
4-3-3	外国語母子健康手帳、外国語問診票等の配布	外国人妊婦等で、母子健康手帳を発行の際、日本語だけでなく、英語、スペイン語、ポルトガル語、ハングル語、インドネシア語、タガログ語、中国語、ベトナム語等の母子健康手帳が選択できます。	こども若者家庭センター
4-3-4	外国語有償ボランティアの活用	保育園で通訳者として実際に活動できる外国語有償ボランティアを依頼し、日本語を話すことができない園児やその保護者を支援します。	保育課

学びの支援			
4-3-5	日本語初期指導教室の実施	原山小学校、下品野小学校に日本語初期指導教室を開設し、来日して間もない児童生徒に対して日本語、学校生活のルール、生活習慣などを指導します。	学校教育課
4-3-6	外国人児童サポーターの配置	日本語の理解が十分でない外国人児童生徒が、授業などで学びを深めていくために、ボランティアにより学習支援を行います。	学校教育課
4-3-7	日本語指導の実施	日本語指導員又はサポーターを日本語教育が必要な児童生徒が在籍する学校に派遣します。	学校教育課

（４）子どもの発達支援・その家族や地域への支援

誰もが安心して生活し、その子らしく育っていくために、児童発達支援センターが発達に支援を必要とする子どもへの支援において、地域の中核的な役割を担う機関として、以下の機能の充実化を目指し事業を実施します。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能
- ③ 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）推進の中核機能
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

相談支援			
4-4-1	相談・検査の実施	子どもが困っていることについて、その子の発達状況に合わせた対応を保護者と共に考えます。また、関係機関と連携して、より良い支援につながるようにします。必要な場合には、検査を行います。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-2	障害児相談支援	障害のある子や家族を対象とした相談、本人や家族に合わせた障害児支援利用計画を作成します。必要なサービスの情報提供や関係機関との連絡調整をします。	児童発達支援センター発達支援室

家族支援			
4-4-3 3-1-14 (再掲)	親子支援プログラムの実施	子どもの発達の理解を深め、子どもとのかかわり方を学ぶ場の提供、本市の支援体制や福祉サービスの情報提供、保護者同士のかかわりの場としての講座等を開催します。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-4	親子支援教室の実施 「ひよこ」個別型 「こねこ」グループ型	発達に支援があると良い幼児や子どもとの接し方や子育てを不安に思っている保護者などを対象とした体験型の親子支援の場を提供します。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-5	親子支援パスポートの配布	子どもと保護者を対象に、子どもの成長を記録する冊子を配布します。幼いころから成人になるまでの継続的な支援や自立に役立つものです。	児童発達支援センター発達支援室

地域支援			
4-4-6	保育所等訪問支援	発達に特性や障害のある子、支援を要する状態の子が集団生活している場にて、訪問支援員が集団に適応するための支援や、支援者に向けて助言等を行います。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-7	巡回療育支援	スタッフが市内の幼稚園・保育園・学校などを訪問し、心身の発達状況に合わせた環境の工夫などを、訪問先やその他の施設や機関の職員と共に検討し、学び合う研修を行います。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-8	特別支援教育リーダー養成講座	保育園・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校において、特別支援教育リーダーとして活躍できる人材の育成を目指した研修を行います。	児童発達支援センター発達支援室 学校教育課
4-4-9	資質向上のための研修会の実施	幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校との合同研修会や福祉サービス事業所や児童クラブ等の職員を対象とした研修会等を開催し、顔と顔のつながった連携強化及び資質向上を図ります。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-10	貸出し図書	子どもの発達や支援方法、子育てなどに関する知識や理解、支援についての啓発を目的として、市民や支援者に図書を貸し出します。	児童発達支援センター発達支援室

児童発達支援			
4-4-11	児童発達支援	発達に特性や障害のある就学前の子どもを対象に、個々の状況に合わせて、基本的習慣の自立や社会生活への適応力を身に付けることを目標に療育を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園
4-4-12	医療的ケア児の受入れ	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアが必要な子どもを対象に、看護師を配置し、療育を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園
4-4-13	延長療育の実施	就労している保護者の子育て支援として、療育時間の延長を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園
4-4-14	のぞみ学園の環境改善 ※「公共施設等総合管理計画」の「個別施設計画」に基づくもの	療育環境を整え、多様な子どもを受け入れることができるよう、療育室の断熱改修及び床のクッションフロア化、非常照明・火災通報等関連機器の増設、サッシの防犯対策、大規模改修工事等を行います。	児童発達支援センターのぞみ学園

関係機関との連携による支援			
4-4-15	発達障害支援協議会の開催	支援を必要とする子どもの実態把握、支援の在り方、支援体制の整備等を検討し、包括的な支援体制の構築を図るために関係機関相互の連携を推進することにより、適切な対応を行います。	児童発達支援センター発達支援室
4-4-16	障害者地域自立支援協議会の開催	障害者への支援体制について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	社会福祉課
4-4-17	医療的ケア児等支援協議会の開催	人工呼吸器を装着している障害児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより、地域において安心して生活できる体制を整備するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、意見交換や情報共有を行います。	社会福祉課

(5) 子ども・若者育成支援

在学の有無にかかわらず、中学生、高校生、大学生を含む若者へのあらゆる支援を包括的に取り組みます。子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難の大小にかかわらず、子ども・若者の様々な不安や困難に寄り添いながら、本人にとって希望ある未来を描くサポートを行います。

若者の相談・支援件数は大きく増加しており、不登校、ひきこもり、ネット依存、ヤングケアラー、メンタル不調、希死念慮など、様々な状況に対して相談に応じるほか、高等学校を含む学校との連携強化、若者本人が相談できる居場所や、学校内外でつながることができる地域資源の開拓等、地域や他機関と連携して支援を行います。

子ども・若者の相談支援			
4-5-1	子ども・若者相談の実施	子ども・若者や子育てしている方が気軽な相談から、親子関係、養育不安、児童虐待、不登校、ひきこもりなど、様々な悩みについて、相談できる総合相談窓口です。 相談員が当事者に寄り添い、情報の提供や適切なサービスにつなぎます。必要な方には、より専門的な支援機関等を紹介します。	こども未来課子育て総合支援センター こども若者家庭センター
4-5-2	子ども・若者総合相談センター	おおむね 39 歳までの子ども・若者を対象に「こども若者家庭センター」(パルティセト)において「子ども・若者相談」や支援に取り組みます。 子ども・若者本人や家族との継続的な面談等により課題の整理をサポートしたり、子ども・若者支援地域協議会などの地域資源との連携により、自立、就労など本人の目標に向けた活動を支援します。	こども若者家庭センター
4-5-3	子ども・若者支援地域協議会の運営	地域や学校、行政とのつながりのある当協議会において、組織間の連携強化の取組や、個別ケース検討会議を通した子ども・若者への地域ぐるみのアプローチを展開していきます。	こども若者家庭センター
4-5-4	ヤングケアラー相談支援の実施	ヤングケアラーについて、ポスター、チラシ等により子どもを含む市民に向けた周知や啓発を行うとともに、ヤングケアラー本人や市民からの相談をお受けします。 また、子どもにかかわる関係機関がヤングケアラーの可能性があると迷う時点から、ケースに適切に対応できるよう、情報収集や関係者会議開催などの調整や支援を行います。	こども若者家庭センター

子ども・若者の居場所づくりの支援			
4-5-5	子ども・若者の居場所づくりの支援	社会参加へのステップとして、子ども・若者の地域における居場所を設けたり、若者が社会活動に参加する機会を提供する団体等を支援します。	こども若者家庭センター

若者自立就労支援			
4-5-6	若者自立就労相談	15 歳から 39 歳までの進路や就業に悩む若者とその家族を対象に地域若者サポートステーションによる相談を行います。定期相談、随時相談、コミュニケーション力向上などの各種セミナー、作業、就労体験などのプログラムも実施します。	こども若者家庭センター
4-5-7	仕事・生活自立相談支援の実施	仕事が見つからない、求職活動の仕方がわからない、借金があるなどの理由で、経済的に悩まれている方のご相談に応じ、ハローワーク等と連携し、就労支援を行います。	社会福祉課

不登校支援			
4-5-8	子どもの居場所（せと“ここ”ほっとルーム、オアシス 21）の提供	不登校等支援を必要とする児童生徒が、安心して、居心地よく過ごす居場所として、学校とは異なる生活や学習等の環境を整え、子どもが安心して主体的に過ごし、将来の自立につながる力を身に付けるための場を提供します。	学校教育課

(6) 地域に根ざした青少年の健全育成

青少年の健全育成のため、関係機関と連携して啓発やパトロールなどを実施します。

非行防止等健全育成			
4-6-1	瀬戸市少年センター	各地区の少年補導委員と協力して、市・学校・PTA・地域等関係機関で連携しながら、地域の特性に合わせ、進学就職のための面接の協力や地域のパトロール等を行います。	こども若者家庭センター
4-6-2	保護区保護司会	国から委嘱を受けた保護司が、罪を犯した者の更生保護及び犯罪予防活動の啓発を行います。	社会福祉課
4-6-3	更生保護女性会	保護司と連絡協調し、更生保護並びに犯罪予防に協力します。	社会福祉課
4-6-4	人権擁護委員瀬戸地区委員会	国民の基本的人権が侵害されないよう人権思想の普及、啓発活動を実施し、人権侵害があった場合には、その相談相手になり、適切な助言を講じます。	社会福祉課
4-6-5	社会を明るくする運動瀬戸市推進委員会	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した者の更生について理解を深め、誰一人取り残さない社会の実現に向けた全国的な運動である「社会を明るくする運動」の本市内における推進を促進します。	社会福祉課